

# 2018年度実施 明石市職員採用試験案内

## 法務職（正規職員）

本市では、弁護士職員が、市民法律相談をはじめ、総務、財務、福祉及び教育など、幅広い行政分野において、高度で専門的な知識、経験、能力を存分に発揮し、市民ニーズに沿った重要施策を推進するなど、実績を挙げています。

このたび、本市が推進している「人にやさしいまちづくり」の取り組みに向け、上記の分野に加えて、高齢者・障がい者、消費者保護分野のさらなる充実を図る必要があること等から、優秀な人材を継続的かつ安定的に確保するため、弁護士資格を有する方を、任期の定めのない正規職員として募集します。

事後救済だけではない、行政だからこそできる「施策立案」など、あなたの“思い”を実現してみませんか。

受付期間	2018年7月17日(火)～8月30日(木)
1次試験日	2018年9月29日(土)又は30日(日)
試験会場	明石市役所 ほか

## 1 募集職種・人数・受験資格

募集職種	人数	受験資格
法務職	5名程度	次の⑦、⑧のいずれにも該当する人 ⑦ 1968年(昭和43年)4月2日以降に生まれた人(50歳以下) ⑧ 弁護士資格を有し、2018年7月1日現在で、弁護士として実務経験を満2年以上有する人

※ なお、弁護士法第7条(弁護士の欠格事由)に該当する人は受験できません。

<注1> 最終合格発表後、弁護士資格を喪失した場合及び申込書、職務経験報告書の記載事項等に不正があった場合などには、合格を取り消します。

<注2> 弁護士会への登録費用については、自己負担となります。

## 2 職務内容

各分野における経験や実績を踏まえ、以下の業務の中から担当する業務を相談のうえ、決定する予定です。(多岐にわたる業務に従事していただきます。)

- ① 高齢者・障がい者総合支援(成年後見、権利擁護、障がい者差別解消など)
- ② こども総合支援(スクール・ロイヤー、児童虐待防止、こども養育支援など)
- ③ 消費者保護(相談対応、被害防止、被害救済など)
- ④ 女性活躍推進(男女共同参画、DV・ストーカー対策など)
- ⑤ 犯罪被害者等支援(相談対応、支援策の検討など)
- ⑥ 更生支援(ケース対応、関係機関とのネットワーク構築など)
- ⑦ 市民法律相談(市役所での相談、社会福祉士らと共に自宅に伺う訪問相談など)
- ⑧ 空き家対策等(空き家条例に基づく対応、庁内業務関連法律相談など)
- ⑨ 民事介入暴力対策(ハードクレームへの直接対応など)
- ⑩ 争訟等対応(訴訟等対応、債権管理・回収、コンプライアンスの推進など)

## 3 採用

合格者は、採用前の健康診断を経て、勤務に支障がないと認められたときは、2019年4月1日以降に採用する予定です。

<注3> 採用日は、個別に相談に応じます。(前倒しも可能です。)

<注4> 地方公務員法第22条の規定に基づき、採用後6月間は条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行したときに、正式採用とします。

<注5> 合格者の辞退等に備え、合格基準を満たした者について、補欠合格とする場合があります。補欠合格の有効期限は、2019年3月31日までとします。

## 4 試験内容等

### (1) 1次試験

試験日	内容	場所
2018年 9月29日(土) 又は 30日(日)	実務経験等に関する書類審査 個人面接試験	明石市役所ほか

<注6> 申込者が多数の場合、試験日程が変更になることがあります。

### (2) 2次試験 ※1次試験合格者に対してのみ、2次試験を実施します。

試験日	内容	場所
2018年10月下旬(個別調整)	個人面接試験	明石市役所ほか

## 5 試験結果発表

発表時期	発表方法
2018年11月中旬	合否の結果については、合格者のみ(補欠合格を含む)に文書で通知します。 また、合格者の受験番号を明石市のホームページに掲載します。

## 6 役職及び初任給等

(1) 役職 原則、弁護士としての実務経験年数、実績等に応じて、格付けします。

(2) 初任給 給与条例に基づき、実務経験や学歴、採用時の格付けなどに応じて決定します。

(例)

役職 (実務経験)	次長級 (7年以上)	課長級 (3年以上7年未満)	係長級 (3年未満)
給料月額	約41万円	約36万円	約33万円
年収	約860万円	約740万円	約590万円

<注7> 給料月額及び年収は、2018年4月1日現在のものです。

<注8> 年収には、地域手当、期末・勤勉手当及び管理職手当を含み、税及び社会保険料を控除する前のものです。なお、係長級に管理職手当は支給しません。

<注9> 上記の金額については、給料改定等を受けて変更されることがあります。

(3) 手当 給与条例に基づき、地域手当、扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当及び退職手当等を支給します。

## 7 勤務時間・休暇

勤務時間	8:55~17:40(配属先により異なる)
週休日等	土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)(配属先により異なる)
休暇	年次有給休暇20日/年度(採用日により異なる)、夏季休暇、育児参加休暇等

## 8 福利厚生等

(1) 毎年健康診断を実施するとともに、人間ドック受診の助成等を行います。

(2) 年金・健康保険等は、兵庫県市町村職員共済組合に加入します。

## 9 申込手続

申 込 書 類	<p>(1) 明石市職員採用試験申込書①、② [本市所定の様式]</p> <p>(2) 職務経歴等報告書 [本市所定の様式]</p> <p>(3) 職務経歴等アピールシート [本市所定の様式]</p> <p>(4) 受験票・採用試験実施要領送付用宛名ラベル [本市所定の様式]</p> <p>(5) 弁護士資格を証明できるもの（弁護士登録証明書の写しなど）</p> <p>(6) 返信用封筒（<u>※郵送により申込む場合のみ</u>。長3サイズ（12cm×23.5cm）に返信先住所・宛名を明記し、82円切手1枚を貼り付けてください。）</p> <p>※外国籍の人は、上記のほかに特別永住者証明書もしくは在留カードの提示、または在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。</p>	
	方 法	上記の申込書類を <b>直接持参</b> してください。ただし、遠方に居住しているなどやむを得ず受付期間内に直接持参できない場合に限り、郵送可とします。
	場 所	明石市役所 本庁舎4階 職員室（職員担当）
申 込 受 付	期 間	<p><b>2018年7月17日（火）から2018年8月30日（木）まで</b></p> <p>&lt;受付時間&gt;午前8時55分から午後5時40分まで</p> <p>※土曜日、日曜日は受付いたしません。</p> <p>※<b>郵送の場合、2018年8月30日（木）必着</b></p> <p>※郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記へ郵送してください。</p> <p>※郵送により、<b>2018年8月31日（金）</b>以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕をもって発送を行うようにしてください。</p> <p>※最終日は非常に混雑しますので、できるだけ早めに申込みをしてください。</p> <p>※郵送による申込みの場合は、受付期間終了後、受験票等を送付します。</p> <p>試験日の3日前までに受験票等が到着しない場合は、下記まで連絡してください。</p>
郵 問 送 合 せ 先 先	<p>〒 673-8686</p> <p>明石市中崎1丁目5番1号</p> <p>明石市総務局職員室（職員担当）（明石市役所本庁舎4階）</p> <p>電 話：078-918-5006 Mail：jinji@city.akashi.lg.jp</p> <p>F a x：078-918-5145 H P：https://www.city.akashi.lg.jp</p>	

※ 受験者には、別途、兵庫県電子申請共同運営システムから基本情報等を入力していただきます。

※ 入力方法等の詳細については、申込受付後にお渡しする説明文書を必ず確認してください。

（郵送による申込みの場合は、受験票の送付の際に説明文書を同封します。）